

三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、三重県（以下「甲」という。）が実施する三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の委託契約に適用する。

(業務の着手)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後14日以内に本業務に着手し、工程表を提出しなければならない。

2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(関係規則等の遵守)

第3条 本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び諸規則等の定めるところに従うものとする。

(1) 三重県会計規則並びに関係条例 (2) その他関係法令並びに諸規則

(業務責任者)

第4条 乙は、本業務を管理、統括するよう業務責任者を選任し、甲に報告しなければならない。

(関係官公庁への手続き等)

第5条 本業務において必要な関連官公庁等への諸手続きは乙が行うものとし、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(提出書類)

第6条 乙が甲に提出する書類で様式が定められていないものは、乙において様式を定め、提出するものとする。ただし、甲がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

2 甲が乙に提出を求めた資料は、速やかに作成、提出しなければならない。

(業務計画書)

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程表 (4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画 (6) 連絡体制（緊急時含む） (7) その他

(打合せ等)

第8条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は甲の担当者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 乙は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに甲の担当者と協議するものとする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、本業務完了後であっても、過失または疎漏に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに修補等の処置をとるものとし、これに掛かる経費は全て乙の負担とする。

第2章 業務概要

(業務目的)

第10条 本県は、2021年3月に気候変動適応計画を兼ねる地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）として、三重県地球温暖化対策総合計画を策定した。当該計画の計画期間は2021年度から2030年度までであり、2050年ネット・ゼロを見据え、削減目標達成に向け強化すべき取組の洗い出しが重要となる。

このため、過去排出量及び2030年度の現状趨勢（BAU）ケース排出量（今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量）を再度算定し、また、国の削減根拠に基づく三重県分の削減量及び県独自の対策による削減量の試算を行うとともに、2050年ネット・ゼロを見据え、2030年度の削減目標達成に向け、最新の知見に基づき本県が実施すべき措置の検討及びその削減効果について試算を行う。

(業務概要)

第11条 本業務における業務の概要は次のとおりとする。

なお、本業務において温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素をいい、また、三重県域における温室効果ガス排出量について算定及び試算を行うものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 計画・準備 | 1 式 |
| (2) 1990、2005、2013～2022年度温室効果ガス排出量の再算定 | 1 式 |
| (3) 2023年度温室効果ガス排出量の算定及び分析 | 1 式 |
| (4) 2030年度BAU温室効果ガス排出量の再算定 | 1 式 |
| (5) 区域施策において県が働きかけるべき事業の提案及び
温室効果ガスの削減効果の試算 | 1 式 |
| (6) 事務事業において県が強化すべき事業の提案及び
温室効果ガスの削減効果の試算 | 1 式 |
| (7) 部会における技術的支援 | 1 式 |
| (8) 本業務に必要な資料等の収集と整理 | 1 式 |
| (9) 打合せ協議 | 1 式 |
| (10) 業務報告書の作成 | 1 式 |

第3章 業務内容

(計画・準備)

第12条 乙は、本業務の実施にあたり作業の方法、資料の借用、要員等について甲に報告するものとする。

2 乙は、各種算定方針の検討を行い、甲の承認を得るものとする。

(過年度温室効果ガス排出量の算定)

第13条 乙は、令和6年度から温室効果ガス排出量・報告・公表制度における算定方法（環境省）が変更され、また、令和6年12月に都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）が過去に遡って数値が見直されたことに伴い、1990年度、2005年度、2013～2022年度の三重県域で排出された温室効果ガス排出量の再算定を実施するものとする。

2 再算定に際し統計データの欠損等がある場合は、代替手段を提案すること。

(2023年度温室効果ガス排出量の算定及び分析)

第14条 乙は、各種統計資料と甲の提供するアンケート調査結果等に基づき、2023年度に三重県域で排出された温室効果ガス排出量を算定し、増減理由を分析すること。また、温室効果ガス排出量については、以下の事項もあわせて算定し、地域内総生産額や人口などのファクターも勘案して分析すること。

- ・ 温室効果ガス排出量の過年度からの推移
- ・ 部門別（産業部門、業務部門、家庭部門）再生可能エネルギー使用量の推移
※部門により算定が困難な場合は、甲と協議し、別の評価方法について提案すること
- ・ 産業部門の製造業種別のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の推移
- ・ 2013年度の電力の二酸化炭素排出係数を用いて算定した場合の温室効果ガス排出量の推移
- ・ 年度ごとの気温（夏場、冬場）と部門別（産業部門、業務部門、家庭部門）のエネルギー消費量の推移

2 三重県域で排出された温室効果ガス排出量の推移について、他県（7都道府県程度）の県域からの温室効果ガス排出量の推移と比較し、分析を行うこと。

※他県の温室効果ガス排出量については、令和7年7月末時点において、各都道府県が公表している最新のデータを用いるものとする。

※地域内総生産額や人口などのファクターを勘案した推移も算定すること。

(2030年度BAU温室効果ガス排出量の再算定)

第15条 乙は、三重県域における2030年度の温室効果ガス排出削減目標の算定基礎となる2030年度のBAU温室効果ガス排出量を再算定するものとする。

(区域施策において県が働きかけるべき事業の提案及びその削減効果の試算)

第16条 乙は、第13条から第15条までの算定を踏まえ、甲が設定する2030年度削減目標を達成するために甲が働きかけるべき脱炭素促進事業の削減効果を算定し

たうえで、甲に提案するものとする。

(事務事業において県が強化すべき事業の提案及びその削減効果の試算)

第17条 乙は、第13条から第16条までの算定を踏まえ、甲が事務事業において設定する2030年度削減目標を達成するために甲が強化すべき脱炭素促進事業の削減効果を算定したうえで、甲に提案するものとする。

(資料等の収集と整理)

第18条 乙は、第13条から第17条までの算定に必要な資料等を収集するとともに、各種データ及びその計算式についてすべての計算過程が明瞭に分かる形に整理するものとする。

2 甲は、乙が収集困難な資料等であり、かつ、甲が貸与可能な資料等については、貸与するものとする。

(部会の技術的支援)

第19条 乙は、三重県環境審議会において、資料の作成支援や質疑応答支援等、甲の技術的支援を行うものとする。

なお、甲は、当該審議会に係る部会について令和8年に4回程度の開催を想定しており、また、当該部会の開催にあたり、委員や会場の調整を行うものとする。

(打合せ協議)

第20条 甲と乙は、緊密な連絡と打合せ協議を行うものとする。

(業務の実施年度)

第21条 各年度で実施する業務は次のとおりとする。

(1) 令和7年度

ア 計画・準備（各種算定方針の検討を含む。）

イ 過年度温室効果ガス排出量の再算定及び2023年度温室効果ガス排出量に係る分析

ウ 2030年度BAU温室効果ガス排出量の再算定

エ 区域施策において県が働きかけるべき事業の提案及びその削減効果の算定

(2) 令和8年度

オ 事務事業において県が強化すべき事業の提案及びその削減効果の算定

カ 部会における技術的支援

(成果品等及び検査)

第22条 乙は、本業務が完了したときは、次に示す成果品等を令和9年3月19日（金）までに提出するものとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 業務完成報告書 | 1 部 |
| (2) 業務報告書（紙媒体） | 2 部 |
| (3) 業務報告書（電子媒体） | 2 部 |

(4) その他本業務により生じた資料 各 2 部

2 前項とは別に、令和 7 年度分の業務については令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、次の成果品等を提出するものとする。

(1) 業務部分完成報告書 1 部

(2) 業務報告書（令和 7 年度分）（紙媒体） 2 部

(3) その他本業務により生じた資料 2 部

3 成果品等の提出場所は、三重県環境生活部地球温暖化対策課とする。

4 乙は、成果品等について、各年度甲の検査を受けるものとする。

（各年度の支払予定額及び支払）

第23条 各年度の支払予定額は、次の額以内を目安に契約時に協議するものとする。

(1) 令和 7 年度 3, 836, 800円

(2) 令和 8 年度 1, 999, 800円

2 乙は、前条の検査に合格したときは、年度ごとに前項で協議した額を甲に請求するものとする。

第 4 章 事業を行う上での留意点

（留意点）

第24条 本業務により作成された成果品等の著作権は甲に帰属するものとする。

2 本業務により作成された成果品等は、三重県情報公開条例に基づき公開を原則とする。

3 甲が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、業務が終了したときはすみやかに返却又は抹消すること。

4 本業務により知り得た行政情報については、他への利用を一切禁止する。

5 この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

らない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。